

中泊町DX推進アドバイザー業務委託仕様書

1 業務名称

中泊町DX推進アドバイザー業務

2 業務目的

本町におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進するため、外部の専門的な知識や経験を有する人材をDX推進アドバイザーとして活用し、庁内体制の構築、DX推進計画の策定、業務改革（BPR）の推進などへの支援、及び職員研修を実施することにより、本町全体のDXを効果的かつ円滑に進めることを目的とする。

3 履行場所

中泊町役場庁舎のほか、受注者が用意する場所で町の承認を得た場所

4 履行期間

令和7年8月1日から令和8年3月23日まで

5 業務内容

本業務の遂行にあたっては、デジタルに関する専門的知識・技術を有するDX推進アドバイザーを選任し、以下の項目を実施するものとする。なお、（1）から（4）までの業務中、月2回程度の本町訪問による打合せ・研修またはウェブ会議を想定している。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受注者の企画立案により調整する場合がある。

（1）DX推進体制支援

各課職員で構成される中泊町DX推進委員会において出た課題等への指導及び助言

町の推進体制として設置を検討している中泊町DX推進本部（仮称）に関する指導及び助言

（2）DX推進計画策定支援

当町が策定を検討している中泊町DX推進計画の策定に向けた指導及び助言。

（3）業務改革（BPR）支援

当町が実施する業務改革（BPR）に対する指導及び助言。

（4）DX推進に関する職員研修

DXの本質と職員の意識を改革する研修及びワークショップを、係長級以下と課長補佐級以上の職員を対象として3時間程度、それぞれ1回以上開催する。

研修内容を録画し、中泊町に録画のデータを渡す。なお、中泊町は、当該録画

データを職員研修の目的のみに使用する。

5 業務実績

受注者は、次の要件をすべて満たす者（1名以上）をDX推進アドバイザーとして選任すること。

- (1) 過去3年以内に、地方公共団体において業務改革（BPR）を推進した経験があること。
- (2) 過去3年以内に、地方公共団体のDX推進に係る戦略策定や計画策定の経験があること。
- (3) 過去3年以内に、地方公共団体のシステム調達に係る業務経験があること。
- (4) 過去3年以内に、地方公共団体職員に対するDX研修を実施した経験があること。
- (5) 地方公共団体または民間企業等で管理職または同等の経験が3年以上あること。

6 成果物

- (1) DX推進に関する職員研修動画データ（研修終了後、データで提出）
- (2) 支援時議事録（適宜、データで提出）
- (3) 調査報告書（各業務で調査依頼を受けた場合は、その報告書及び取りまとめたもの。適宜、データで提出）
- (4) 業務実績報告書（令和8年3月23日までにデータで提出）

7 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含まれるものとする。
- (2) オンライン会議実施に必要な本町側の設備及び通信費は本町が負担するが、受託者が、ライセンス料等が発生するアプリケーションの利用を希望する場合は、その費用は本町分も含めて受託者が負担すること。また、オンライン会議開催の場合は、受託者がホストとなること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、他団体における先進技術の活用による業務効率化等、DX推進の実施実績に基づき、本業務の意図、目的を十分理解したうえで実行すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、詳細な内容については、あらかじめ発注者と協議するとともに、不明な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、必ず発注者の指示を受けて実施すること。
- (3) 受注者は、町の担当者との打ち合わせや連絡に柔軟に対応すること。

- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度、発注者及び受注者両者が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
- (6) D X推進アドバイザーが、本町の調達に関与することはない。
よって、本業務の受注者が本町のプロジェクトに関連する調達案件の入札に対して参加を制限されることはない。
- (7) 本町におけるD X推進に関連するアドバイザーとの支援範囲の明確化、すみ分けについては、本業務開始前に本町と協議することとし、円滑なD X推進アドバイザー業務の実施を図ることとする。